表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項（以下「研修の項」という。）下欄第五号の次に次の一号を加える。

五の二　受入れ機関が、研修の表に掲げる不正行為を行った場合は、直ちに、地方入国管理局に当該不正行為に関する事実を報告することとされていること。

研修の項下欄第十号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が研修の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

研修の項下欄第十号の表ホ中「外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又は」を削り、「隠ぺい」を「隠蔽」に改め、同表ヌ中「受入れ機関において、」の下に「この表に掲げる外国人の研修に係る不正行為を行った場合又は」を加え、同表カ中「不正行為に準ずる行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表タに係るものを除く。）又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為（同表ソ及びツに係るものを除く。）」を「不正行為、技能実習第一号イの表に掲げる不正行為又は技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為」に、「いずれかの不正行為に準ずる行為」を「いずれかの不正行為」に改める。

研修の項下欄第十一号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が研修の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

研修の項下欄第十二号中「に準ずる行為」を削る。

研修の項下欄第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、技能実習第一号イの項下欄第二十一号の二に規定する行為を行ったことがないこと。

研修の項下欄第十四号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が研修の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

研修の項下欄第十六号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が研修の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

研修の項下欄第十七号中「に準ずる行為」を削る。

研修の項下欄第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があっせんを行う場合であって、あっせん機関又はその経営者、管理者若しくは常勤の職員が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、技能実習第一号イの項下欄第二十一号の二に規定する行為を行ったことがないこと。

研修の項下欄第十九号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が研修の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

研修の項下欄第二十号中「第四章第一節」の下に「、第二節」を加え、「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

（出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令の一部改正）

第三条　出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令（平成二十一年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　実習実施機関が、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十八号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為」という。）を行った場合は、直ちに、地方入国管理局に当該不正行為に関する事実を報告することとされていること。

第一条第十三号中「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十八号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものに限る。以下「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為」という。）」を「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為」に、「技能実習の適正な実施を妨げるものに限る。以下「技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為」を「以下「技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為」に改め、「研修の適正な実施を妨げるものに限る。」を削り、「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

第一条第十四号中「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為に準ずる行為、技能実習第一号ロの表に掲げる不正行為に準ずる行為又は研修の表に掲げる不正行為に準ずる行為」を「技能実習第一号イの表に掲げる不正行為（基準省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十八号の表タに係るものを除く。以下第二条第十五号、第二十号及び第二十五号において同じ。）又は研修の表に掲げる不正行為（基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項下欄第十号の表ヨに係るものを除く。以下第二条第十五号、第二十号及び第二十五号において同じ。）」に改め、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節、第二節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助ける行為を行ったことがないこと。

第一条第十六号中「行われたと認められた日」を「終了した日」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。